

感染予防支援事業 Q&A

◆対象経費について

Q1	補助対象の「衛生用品」と「感染症対策に要する備品」とは、どのようなものでしょうか。
A1	今回の補助金で対象となる「衛生用品」は、 <u>その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品</u> であって、 <u>マスク、消毒液、個人防護具（手袋、ガウン、フェイスシールド、キャップ、エプロン、ゴーグル、防護服、シューズカバー）、抗原定性検査キット、使い捨て食器、ドライシャンプー、石鹸、ハンドソープ、ペーパータオル、清拭クロス、キッチンペーパー、除菌シート、ウェットティッシュ</u> になります。また、「感染症対策に要する備品」は、 <u>パーティション、パルスオキシメーター、空気清浄機、CO2センサー、ポータブルトイレ</u> になります。

Q2	補助対象となる衛生用品等の購入期間はいつでしょうか。
A2	令和4年5月1日から7月31日までに購入した費用が対象となります。 なお、納品や支払いが令和4年8月1日以降でも、5月1日から7月31日までの間に発注して購入が確定しているのであれば（見積もりのみは不可）、補助対象となります。また、令和4年4月30日までに購入が確定していた費用は、納品や支払いが令和4年5月1日以降であっても、補助対象とはなりません。

Q3	領収書等の取扱いについてはどうしたらよいでしょうか。
A3	申請に際して領収書等の証拠書類の添付は不要としますが、府から求めがあった場合は速やかに提出していただく必要がありますので、事業所・施設等において適切に整備保管してください。 なお、複数の事業所・施設分をまとめて購入し、領収書等が1枚しかない場合であっても、実際に使用した分量を各事業所・施設等で按分して申請いただくことも可能です。ただし、その際には、各事業所・施設等でどのように配分されたかが分かる資料を作成してください。

Q4	申請金額は税込みの金額でしょうか。
A4	申請金額は税込みの金額となります。 必ず税込みの金額を記載してください。

感染予防支援事業 Q&A

◆対象事業所について

Q5	令和4年5月から7月までの間に指定を受けている事業所・施設が補助対象となることですが、令和4年5月から7月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設について、令和4年5月以降当該指定を受ける前に購入した衛生用品等の購入も補助対象となるのでしょうか。
A5	令和4年5月から7月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設については、当該指定を受けた日以降に購入した衛生用品等の費用が補助対象となります。

Q6	施設系サービスにおいて、短期入所療養介護を空床利用で実施している場合の定員数の取扱いはどうすればいいのでしょうか。
A6	令和3年10月から令和4年3月の1日あたりの平均利用者数を定員数として用いることとします。なお、小数点は切り上げてください。 (ただし、あらかじめ指定権者に定員数を届け出ている場合は、当該定員数を用いても差し支えありません。)

Q7	大阪府外にも事業所がある場合、どこへ申請したらよいのでしょうか。
A7	本事業は、大阪府独自の事業となりますので大阪府外に所在する事業所・施設等については補助対象外となります。

Q8	他の補助金と重複して申請することはできますでしょうか。
A8	同一の対象経費について、他の補助金と重複して受給することはできません。(他の補助金と対象経費が明確に区分できるものを除く。)

Q9	障がい児者施設の補助金について知りたいのですが、どこに連絡すればよいのでしょうか。
A9	「障がい福祉サービス施設・事業所等における感染予防支援事業」については、障がい福祉室の担当にお問い合わせください。 ◆大阪府 障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導 G 電話：06-6941-0351（内）6696（平日9時00分から18時00分まで）

感染予防支援事業 Q&A

Q10	同一事業所で複数のサービスを行っている場合、それぞれから申請できますか。
A10	それぞれのサービス種別ごとに申請いただくことができます（ただし、【別表】基準単価表 1～54 のサービス種別に限ります）。 また、介護サービスと介護予防サービスの両方を受けている場合は、介護サービス（上述基準単価表 1～54）の方で申請してください。 なお、同一の経費について、複数の事業所より重複して申請することはできません（事業所ごとの経費按分については上記 Q3 を参照）。

Q11	物品の購入時点と申請時点で合併等により法人（事業所）が変更となった場合、どちらで申請したらよろしいでしょうか。
A11	申請時点で指定を受けている法人（事業所）より申請してください。 なお、物品の購入又は申請後に法人（事業所）が廃止された場合は、補助金を交付することができません。

◆申請方法について

Q12	申請はどのように行えばよいでしょうか。
A12	本事業は、全て大阪府行政オンラインシステムを利用しての申請受付となります。 国保連合会では受付を行っておりませんので、ご注意ください。

Q13	複数回申請することはできますか。
A13	できません。1 事業所・施設あたり 1 回のみとなります。

Q14	大阪府行政オンラインシステムの使い方が分からない。
A14	大阪府ホームページの「行政オンラインシステム（マニュアル）」より、「利用者登録からログインまでの流れ」及び「ログインから申請までの流れ」（PDF ファイル）をご覧ください。

Q15	申請は、法人単位で行うのでしょうか、各事業所・施設で行うのでしょうか。 また、複数の事業所があるのですが、それぞれ分けて申請するのでしょうか。
A15	原則として、申請は、法人から申請書を提出していただくことになります。 法人に複数の事業所がある場合は、申請書の個票を各事業所分作成し、とりまとめて提出してください。

感染予防支援事業 Q&A

Q16	申請書の個票にすべての必要事項を入力しても、総括表に内容が反映されないのですが、どうしてでしょうか。
A16	事業所が複数ある場合、事業所ごとに1枚ずつ個票を作成いただくこととなりますが、新しいシート名が「個票 1(2)」などとなっていると他シートへの反映が正しく行われません。新しいシート名を「個票 2」「個票 3」…の順番になるように変更してください。

Q17	訪問介護事業所の訪問回数はどのように算出したらよいのでしょうか。
A17	令和4年5月の1か月間における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数でカウントします。 なお、訪問介護事業所で、1回のサービス提供で身体介護と生活援助を行っている場合は、訪問回数は1回とカウントします。

Q18	訪問介護の基準単価は、令和4年5月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断することとされていますが、 ①例えば、令和4年6月に新規指定を受ける訪問介護事業所についてはどのように取り扱えばよいのでしょうか。 ②介護サービスと総合事業又は介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている訪問介護事業所の訪問回数は合算してよいのでしょうか。
A18	① 個別の事情に応じて、令和4年6月、7月又は把握できる直近の1か月の訪問回数で請求してよいこととして差し支えありません。 ② 合算してください。